

フィデリティ・ バランス・ ファンド

追加型投信／内外／資産複合
2026.08.29

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型投信	内外	資産複合	その他資産(投資信託証券) 資産複合(株式(一般)、 債券(一般))資産配分変更型	年1回	グローバル (含む日本)	ファンドオブ・ ファンズ	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ(<https://www.imaj.or.jp/>)をご参照ください。

- 本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。**また、本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等の詳細情報は、下記委託会社の照会先までお問い合わせください。

委託会社【ファンドの運用の指図を行なう者】

フィデリティ投信株式会社

金融商品取引業者：関東財務局長(金商)第388号

設立年月日：1986年11月17日

資本金：金10億円(2026年6月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額…

9兆7,476億円(2026年6月末現在)

受託会社【ファンドの財産の保管及び管理を行なう者】

三菱UFJ信託銀行株式会社

〈照会先〉**フィデリティ投信株式会社**

ナビダイヤル：**0570-051-104** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

固定電話、携帯電話からお問い合わせいただけます。国際電話、一部のIP電話からはご利用いただけません。

ホームページ：<https://www.fidelity.co.jp/>

AICR2608-025-K

●この投資信託説明書(交付目論見書)により行なうフィデリティ・バランス・ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月25日に関東財務局長に提出し、2026年2月26日にその届出の効力が生じております。

●ファンドの商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき、事前に受益者の皆様にご意向を確認させていただきます。

●ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。

●投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社にご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。



1. ファンドの目的・特色

ファンドの目的

ファンドは、信託財産の安定した好収益を目指したバランス運用を行なうことを基本とします。

ファンドの特色

- 1 主として、フィデリティ・バランス・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)受益証券への投資を通じて、投資信託証券(以下「投資対象ファンド」といいます。)に投資をすることで、日本を含む世界各国の株式、債券および短期金融商品に分散投資を行ないます。
- 2 資産配分については、複合ベンチマークの配分を中心とした緩やかな調整を行ないます。
- 3 投資対象ファンドの個別企業分析にあたっては、日本および世界の主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。
- 4 株式、債券および短期金融商品の実質組入比率は原則として高位を維持します。
- 5 原則として、実質外貨建資産の為替ヘッジは行ないません。ただし、マザーファンドは、為替ヘッジ(一部為替ヘッジを含みます。)を行なう投資信託証券に投資する場合があります。
- 6 以下の株式や債券の代表的な指数を次の割合で合成した複合ベンチマーク(円ベース)を運用目標とし、長期的に当該複合ベンチマークを上回る運用成果をあげることが目標とします。(ベンチマークとの連動を目指すものではありません。)

ベンチマーク	構成割合
TOPIX(配当込)* ¹	25%
MSCI ワールド・インデックス(除く日本/税引前配当金込)* ²	25%
ブルームバーグ・グローバル総合インデックス(為替ヘッジなし、円ベース)* ³	50%

*1 TOPIX(配当込)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されており、配当を考慮したものです。

TOPIXの指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」といいます。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。

*2 合成リターンは、MSCIからライセンス付与された営業時間終了時の指数水準値(以下「MSCIデータ」)を使用してフィデリティ投信株式会社が計算します。疑義を避けるために明記すると、MSCIは合成リターンに対するベンチマークの「管理者」、または「拠出者」、「提出者」、あるいは「監督下にある拠出者」ではなく、またMSCIデータは、いかなる規則、法令、法律または国際基準において定義される、合成リターンに関連する「拠出」または「提出」とみなされません。MSCIデータは、保証や責任を伴わない「現状のまま」提供され、コピーや配布は許可されていません。MSCIは、MSCIデータ、モデル、分析、その他の素材や情報に基づく、または追跡する、あるいはそれらを利用したいかなる金融商品や戦略を含め、いかなる投資または戦略のスポンサー、宣伝、発行、販売、またはその他の推奨あるいは推薦を行なうものではありません。

*3 「Bloomberg®」およびブルームバーグ・グローバル総合インデックス(為替ヘッジなし、円ベース)は、Bloomberg Finance L.P.および、同インデックスの管理者であるBloomberg Index Services Limited(以下「BISL」)をはじめとする関連会社(以下、総称して「ブルームバーグ」)のサービスマークであり、フィデリティ投信株式会社による特定の目的での使用のために使用許諾されています。ブルームバーグはフィデリティ投信株式会社とは提携しておらず、また、当ファンドを承認、支持、レビュー、推奨するものではありません。ブルームバーグは、当ファンドに関連するいかなるデータもしくは情報の適時性、正確性、または完全性についても保証しません。

※資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

[運用の委託先]

マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託については以下の通りです。

委託先名称	委託する業務の内容
FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、マザーファンドの運用の指図を行なうことがあります。
FILインベストメンツ・インターナショナル(所在地:英国)	

※運用の委託先が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、信託財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

※FILインベストメント・マネジメント(香港)・リミテッド、FILインベストメンツ・インターナショナルおよびフィデリティ投信株式会社は、独立系資産運用グループのフィデリティ・インターナショナルの一員です。

フィデリティ・インターナショナルは、世界で290万以上のお客さまに投資に関するソリューション・サービス、退職関連の専門的知見を提供しています。

※運用担当者の変更等により、運用の指図に関する権限の委託(再委託も含みます。)について、委託会社または委託先のグループ会社間における運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等を変更する場合があります。なお、この場合においても、基本的にファンドに係る運用方針や運用スタイル等が変更されるものではありません。

ファンドの仕組み



ファンドはマザーファンドへの投資を通じて、主として国内外株式、国内外債券、短期金融商品等に投資する複数の投資信託証券（投資対象ファンド）へ実質的に投資を行なう、ファンドオブ・ファンズです。

主な投資制限

投資対象ファンドを通じて投資する株式への実質投資割合	70%未満とします。
投資信託証券および短期金融商品（短期運用の有価証券を含みます。）以外への投資	直接投資は行ないません。
外貨建資産への実質投資割合	制限を設けません。
一発行体等に対する株式等、債券等およびデリバティブ等の投資制限	信託財産の純資産総額に対して、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とします。

収益分配方針

毎決算時（原則11月30日。同日が休業日の場合は翌営業日。）に、原則として以下の収益分配方針に基づき分配を行ないます。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。
 - 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。※ただし、必ず分配を行なうものではありません。
 - 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。
- ※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

2. 投資リスク

基準価額の変動要因

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので基準価額は変動し、投資元本を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者の皆様へに帰属します。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失が生じることがあります。

ファンドが有する主なリスク等(ファンドがマザーファンドを通じて主に投資を行なう投資対象ファンドが有するリスク等を含みます。)は以下の通りです。

主な変動要因

価格変動リスク	基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。
信用リスク	有価証券等への投資にあたっては、発行体において利払いや償還金の支払いが遅延したり、債務が履行されない場合があります。なお、ハイ・イールド債およびエマージング・マーケット債に投資を行なう場合には、上位に格付けされた債券に比べて前述のリスクが高くなります。
金利変動リスク	公社債等は、金利の変動を受けて価格が変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。
為替変動リスク	外貨建の有価証券等に投資を行なう場合は、その有価証券等の表示通貨と日本円との間の為替変動の影響を受けます。
デリバティブ(派生商品)に関するリスク	ファンドは、有価証券先物、各種スワップ、差金決済取引等のデリバティブ(派生商品)を用いることがあります。デリバティブの価格は市場動向などによって変動するため、基準価額の変動に影響を与えます。デリバティブが店頭取引の場合、取引相手の倒産などにより契約が履行されず損失を被る可能性があります。デリバティブの利用はヘッジ目的に限定されず、運用の効率を高めたり、超過収益を得るための手段として用いられる場合もあります。デリバティブは基礎となる資産、利率、指数等の変動以上に値動きする場合があります。また、デリバティブ以外の資産の価格の動きに加えて、デリバティブの価格の動きがファンドの基準価額の下落要因となる場合があります。
カントリー・リスク	投資対象国及び地域の政治・経済・社会情勢等の変化、証券市場・為替市場における脆弱性や規制等の混乱により、有価証券の価格変動が大きくなる場合があります。税制・規制等は投資対象国及び地域の状況により異なり、また、それらが急遽変更されたり、新たに導入されたりすることがあります。これらの要因により、運用上の制約を受ける場合やファンドの基準価額の変動に影響を与える場合があります。なお、新興国への投資は先進国に比べて、上記のリスクの影響が大きくなる可能性があります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- クーリング・オフ**:ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 流動性リスク**:ファンドは、大量の解約が発生し短期間に解約資金を手当てする必要がある場合や、主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスクや、取引量が限られるリスク等があります。その結果、基準価額の下落要因となる場合や、購入・換金受付の中止、換金代金支払の遅延等が発生する可能性があります。
- ベンチマークに関する留意点**:ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあり、ベンチマークとの連動を目指すものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。
- 分配金に関する留意点**:分配金は、預貯金の利息とは異なります。分配金の支払いは純資産から行なわれますので、分配金支払い後の純資産は減少することになり、基準価額が下落する要因となります。分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の利子・配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。計算期間におけるファンドの運用実績は、期中の分配金支払い前の基準価額の推移および収益率によってご判断ください。投資者のファンドの購入価額によっては分配金はその支払いの一部、または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり方が小さかった場合も同様です。
- 購入・換金申込受付の中止及び取消しについての留意点**:金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国・地域における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策の変更や資産凍結を含む規制の導入、クーデターや重大な政治体制の変更等))があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。

リスクの管理体制

投資リスクの管理および投資行動のチェックについては、運用部門が自ら行なう方法と、運用部門から独立している運用に関するコンプライアンス部門ならびに運用リスク管理部門が行なう方法を併用し検証しています。

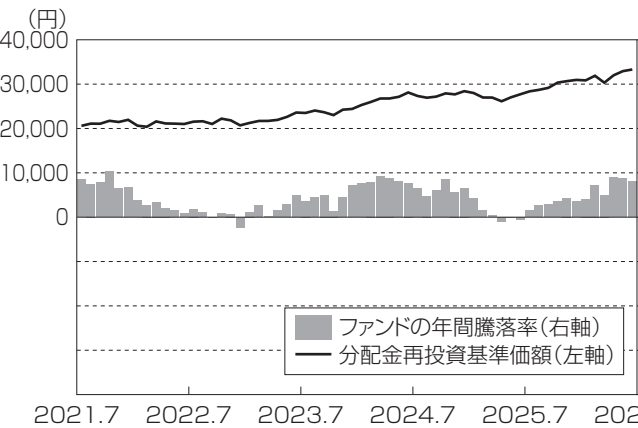
- **運用部門** 部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが、さまざまなリスク要因について協議し、ポートフォリオ構築状況をレビューしています。
- **運用に関するコンプライアンス部門** 法令および各種運用規制等の遵守状況について、モニタリングの結果を運用部門等にフィードバックしています。
- **運用リスク管理部門** 流動性リスクを含むファンドの各種投資リスクを評価し、モニタリングの結果を運用部門等に報告しています。

流動性リスク管理にあたっては、委託会社において流動性リスク管理に関する規程を定め、流動性リスク管理の適切な実施の確保のため、リスク・アンド・コンプライアンス・コミッティを設置しています。同コミッティは、ファンドの流動性リスクのモニタリングの結果を検証し、流動性リスク管理態勢について監督を行なうほか、緊急時対応策の検証等、当社業務運営に係る各種リスクの監視監督を行ないます。

(参考情報)

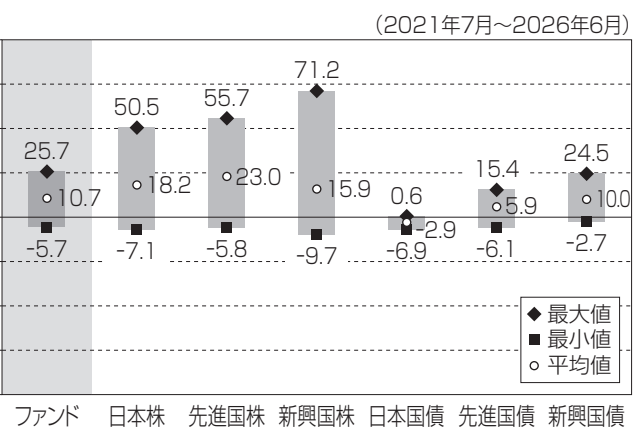
以下は、ファンドのリスクを定量的に把握・比較できるように、参考情報として掲載しています。

ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



※「ファンドの年間騰落率」は、ファンドの2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
※「ファンドの年間騰落率」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率であり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。なお、当騰落率は目盛最大値に比べ値が小さいためにグラフが見えない場合があります。
※「分配金再投資基準価額」は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額であり、実際の基準価額と異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※2021年7月～2026年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を、ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
※全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
※ファンドは税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

[代表的な資産クラスの指数]

日本株	TOPIX (配当込)	東証株価指数 (TOPIX) (以下「TOPIX」という。)の指数値及びTOPIXに係る標章又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る標章又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、TOPIXの指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。
先進国株	MSCI コクサイ・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI コクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、日本を除く先進国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス (税引前配当金込/円ベース)	MSCI エマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した、エマージング諸国の株式市場のパフォーマンス測定を目的とする浮動株調整済み時価総額加重指数です。著作権、およびその他知的所有権はMSCI Inc.に帰属しております。
日本国債	NOMURA-BPI 国債	NOMURA-BPI 国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI 国債の知的財産権およびその他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当ファンドの設定の可否、運用成果等並びに当ファンド及びNOMURA-BPI 国債に関連して行われる当社のサービス提供等の行為に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	J.P.モルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド (円ベース)	この情報は信頼性があると信じるに足る情報源から得られたものですが、J.P.モルガンはその完全性または正確性を保証するものではありません。このインデックスは使用許諾を得て使用しています。J.P.モルガンによる書面による事前の承諾なくこのインデックスを複写、使用、頒布することは禁じられています。 Copyright © 2022 J.P. Morgan Chase & Co. 無断複写・転載を禁じます。

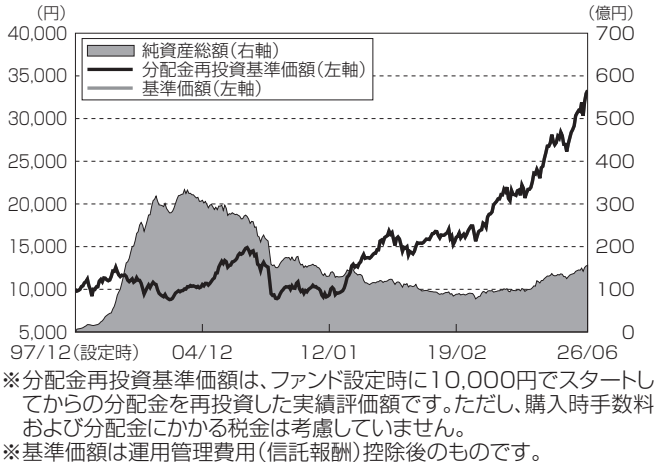
※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、指数提供元にて円換算しております。

3. 運用実績

(2026年6月30日現在)

※運用実績等について別途月次等で適時開示している場合があります。この場合、委託会社のホームページにおいて閲覧できます。
※下記データは過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。
※各々のグラフ、表にある比率は、それぞれの項目を四捨五入して表示しています。

基準価額・純資産の推移



基準価額	33,303円
純資産総額	156.2億円

分配の推移

決算期	分配金(1万口当たり/税引前)
2021年11月	0円
2022年11月	0円
2023年11月	0円
2024年12月	0円
2025年12月	0円
設定来累計	0円

主要な資産の状況(マザーファンド)

ポートフォリオの状況

株式

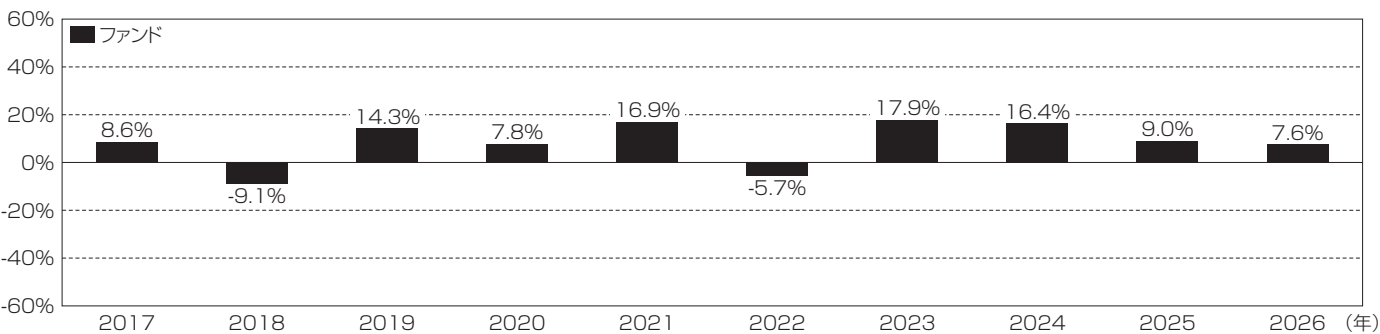
組入投資信託証券	比率
フィデリティ・日本株式・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF	20.1%
フィデリティ・USクオリティー・インカム UCITS ETF	6.1%
フィデリティ・ブルーチップ・グロース ETF	5.6%
フィデリティ・米国株式・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF	5.2%
フィデリティ・欧州株式・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF	2.6%
フィデリティ・アジア株式(除く日本)・リサーチ・エンハンスト UCITS ETF	0.9%
合計	40.4%

債券・複合資産・短期金融資産等

組入投資信託証券	比率
フィデリティ・インスティテュショナル・グローバル・ボンド・ファンド(除く日本円、為替ヘッジなし、適格機関投資家販売制限付き)	37.2%
フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド(適格機関投資家専用)	19.5%
iシェアーズ・コア 日本国債 ETF	1.5%
合計	58.1%

※別途記載がない限り、主要な資産の状況は対純資産総額比率です。

年間収益率の推移



4. 手続・手数料等

お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購 入 代 金	販売会社が定める期日までに、お申込みの販売会社にお支払いください。
換 金 単 位	販売会社がそれぞれ定める単位とします。
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換 金 代 金	原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目から、お申込みの販売会社にてお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時30分までに購入・換金の申込みに係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込み受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
購 入 ・ 換 金 申 込 不 可 日	12月25日においては、お申込みの受付は行ないません。
購入の申込期間	2026年2月26日から2027年2月24日まで 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換 金 制 限	ファンドの資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超えるご換金はできません。 また、大口のご換金には別途制限を設ける場合があります。
購 入 ・ 換 金 申 込 受 付 の 中 止 及 び 取 消 し	取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情等があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、及び既に受付けた購入・換金のお申込みの受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	原則として無期限(1997年12月1日設定)
繰 上 償 還	ファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合等には、繰上償還となる場合があります。
決 算 日	原則、毎年11月30日 ※決算日にあたる日が休業日となった場合、その翌営業日を決算日とします。
収 益 分 配	年1回の決算時に、収益分配方針に基づいて、分配を行ないます。ただし、委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。 販売会社との契約によっては、収益分配金は、税引き後無手数料で再投資が可能です。
信託金の限度額	5,000億円
公 告	原則として、電子公告の方法により行ない、委託会社のホームページ(https://www.fidelity.co.jp/)に掲載します。
運 用 報 告 書	毎年11月のファンドの決算時及び償還時に交付運用報告書を作成し、知れている受益者に対して交付します。
課 税 関 係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 当ファンドは、NISAの対象ではありません。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は2026年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。

ファンドの費用・税金

[ファンドの費用]

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	3.30%(税抜3.00%)を上限として販売会社が定めます。 ※詳しくは、お申込みの販売会社にお問い合わせください。		商品及び関連する投資環境の説明・情報提供、事務手続き等の対価として、購入時に販売会社にお支払いいただきます。
信託財産留保額	ありません。		－
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対し、年0.99%(税抜0.90%)の率を乗じた額が運用管理費用(信託報酬)として毎日計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、ファンドの毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときにファンドから支払われます。		
	【運用管理費用(信託報酬)の配分】 (年率／税抜)		
	ファンドの純資産総額に対して	0.90%	信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率
	委託会社	0.10%	委託した資金の運用の対価
	販売会社	0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各种書類の送付、口座内でのファンドの管理及び事務手続き等の対価
	受託会社	0.10%	運用財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行の対価
マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者に対する報酬は、ファンドから委託会社が受ける運用管理費用(信託報酬)の中から支払われます。			
投資対象とする投資信託証券*	最大年率0.69%(税込)程度		
実質的な負担*	最大年率1.68%(税込)程度		
その他費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等は、ファンドからその都度支払われます。ただし、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額等を表示できません。		組入有価証券の売買委託手数料：有価証券の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 信託事務の諸費用等：投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息
	法定書類等の作成等に要する費用、監査費用等は、ファンドの純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額がファンドの計算期間を通じて毎日計上され、毎計算期の最初の6ヵ月終了日(当該日が休業日の場合は翌営業日)及び毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。		法定書類等の作成等に要する費用：有価証券届出書、目論見書、運用報告書等の作成、印刷及び提出等に係る費用 監査費用：ファンドの監査人等に対する報酬及び費用

※2026年8月29日現在の投資対象ファンドに基づくものです。この値は、あくまでも目安であり、投資対象ファンドの変更や組入状況等により変動します。
※投資対象ファンドの運用管理費用以外の費用が発生する場合があります。
※当該手数料・費用等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
※運用・管理にかかる費用の総額について、詳しくは、後掲の「(参考情報)ファンドの総経費率」をご参照ください。

[税金]

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
※上記は2026年6月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。
※法人の場合は上記とは異なります。
※投資者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関及び国民年金基金連合会等の場合は、所得税及び地方税がかかりません。
※税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の 比率①	その他費用の 比率②
フィデリティ・バランス・ファンド	1.57%	0.99%	0.58%

(比率は年率、表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間は2024年12月3日～2025年12月1日です。

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除きます。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除しています。

※その他費用には、投資先ファンドにかかる費用が含まれています。

※投資先ファンドの費用について、計上された期間が異なる場合があります。

※投資先ファンドにおいて開示されていない費用がある場合、総経費率に含まれていません。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率と異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5. 追加的記載事項

指定投資信託証券の概要(2026年8月29日現在)

マザーファンドは、下記の指定投資信託証券を主要投資対象とします。

下記の記載事項は、当該指定投資信託証券固有の事情により変更される場合があります。

下記の投資対象ファンドは、指定投資信託証券から除外される場合や、新たに追加される場合があります。

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ターゲット・リターン・ファンド (適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社	主として世界(日本を含みます。)の債券(ハイ・イールド債券、投資適格債券、エマージング・マーケット債券を含みます。)や金融商品取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式および上場投資信託証券等に投資し、投資信託財産の成長を図ることを目的として運用を行ないます。また、投資資産に関連するデリバティブ取引を行なうことがあります。
フィデリティ・ブルーチップ・グロースETF (米国籍外国投資信託/米ドル建て)	フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー(米国)	主に、大・中型優良成長株に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・米国ファンダメンタル・ラージキャップ・コアUCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL インベストメンツ・インターナショナル(英国)	主に、米国に本社を置く、または主な経済活動を米国で行なう大型株式に投資し、長期的な元本の成長を追求します。
フィデリティ・米国バリュー・リサーチ・エンハンスドUCITS ETF ^{*1} (アイルランド籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL インベストメンツ・インターナショナル(英国) ^{*1}	主に、米国企業の割安と判断される株式に投資し、長期的な元本の成長をめざします。 ^{*1}
フィデリティ・ファンズ・ジャパン・グロース・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/円建て)	FIL ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	主に日本の企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ・ヨーロッパ・ダイナミック・グロース・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	主として、欧州に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式に投資し、アクティブなポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズ・ヨーロッパ・スモール・カンパニー・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	主として欧州の中小型株式に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズ・アジア株式・ESGファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	主として、アジア(除く日本)においてESG(環境、社会、企業統治)に配慮した企業の株式へ投資します。
フィデリティ・ファンズ・アジア・パシフィック・オポチュニティーズ・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ)	主として、アジア太平洋地域(除く日本)に本社があるか、事業活動の中心がそれらの地域にある企業の株式(中国A株B株への投資を含む)に投資し、長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・インスティテュショナル・グローバル・ボンド・ファンド (除く日本円、為替ヘッジなし、適格機関投資家転売制限付き) (国内証券投資信託)	フィデリティ投信株式会社 マザーファンドの運用の委託先: FIL インベストメンツ・インターナショナル(英国)	フィデリティ・外国債券・マザーファンド受益証券への投資を通じて、世界各国の投資適格債券(除く日本円)を主要な投資対象とし、利息等収入の確保と値上がり益の追求による投資信託財産の長期的な成長を目的として運用を行ないます。

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズ・USエクイティ・ファンド*2 (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、米国に本社があるか、事業活動の中心が米国にある企業の株式に投資し、集中度の高いポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。
フィデリティ・エマージング・マーケット株式・ リサーチ・エンハンスト UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL インベストメンツ・ インターナショナル(英国)	主として新興国の株式に投資を行ないます。
フィデリティ・欧州株式・リサーチ・ エンハンスト UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL インベストメンツ・ インターナショナル(英国)	主として欧州株式に投資を行ないます。
フィデリティ・グローバル株式・リサーチ・ エンハンスト UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL インベストメンツ・ インターナショナル(英国)	主としてグローバル株式に投資を行ないます。
フィデリティ・日本株式・リサーチ・ エンハンスト UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人/円建て)	FIL インベストメンツ・ インターナショナル(英国)	主として日本株式に投資を行ないます。
フィデリティ・米国株式・リサーチ・ エンハンスト UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL インベストメンツ・ インターナショナル(英国)	主として米国株式に投資を行ないます。
フィデリティ・アジア株式(除く日本)・ リサーチ・エンハンスト UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL インベストメンツ・ インターナショナル(英国)	主として日本以外のアジア先進国株式に投資を行ないます。
フィデリティUSクオリティー・インカム UCITS ETF (アイルランド籍証券投資法人/米ドル建て)	ジオード・キャピタル・ マネジメント・エルエルシー(米国)	フィデリティUSクオリティー・インデックスのパフォーマンスへの連動を目指します。
iシェアーズ・コア 日本国債 ETF (国内証券投資信託)	ブラックロック・ジャパン株式会社	FTSE日本国債インデックスへの連動を目指します。
フィデリティ・ファンズ・ ストラクチャード・クレジット・インカム・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、世界の証券化商品等に投資を行ない、中長期的な元本の成長とインカムの提供を目指します。
フィデリティ・ファンズ・ ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ(ロシアを含む)にあるか、活動の大半がそれらの地域で営まれている発行体の高利回り事業債(ハイ・イールド債券)に投資を行ない、高水準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。

投資対象ファンド	運用会社	概要
フィデリティ・ファンズー USハイ・イールド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、活動の大半が米国で営まれている発行体の高 利回り事業債(ハイ・イールド債券)に投資を行ない、高水 準のインカムの確保と値上り益の追求を目指します。
フィデリティ・ファンズー ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、ユーロ建ての社債に投資します。
フィデリティ・ファンズー グローバル・ハイブリッド債券・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、世界のハイブリッド証券等に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズー ヨーロッパ・グロース・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、欧州の株式市場に上場している企業の株式に 投資します。
フィデリティ・ファンズー グローバル・インフレ連動債・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、世界のインフレ連動債等に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズー グローバル・ディフェンシブ・エクвитиティ・ファンド ^{※2} (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、世界各国の企業の株式に投資し、長期的な元本 の成長とインカムの獲得を目指します。 ^{※2}
フィデリティ・ファンズー グローバル・コーポレート・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、世界の投資適格社債に投資することにより、イン カムの確保および元本の成長を目指します。
フィデリティ・ファンズー 新興市場・タリタール・債券・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、新興市場の政府および企業の債務証券に投資 を行ないます。
フィデリティ・ファンズー・エマージング・ マーケット・ローカル・カレンシー・デット・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、現地通貨建ての新興国市場債券への投資を通 じて、インカムの確保および元本の上昇を目指します。
フィデリティ・ファンズー グローバル・ディビデンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として世界の高配当株式に投資し、長期的な元本成長 とインカムの確保を目指します。
フィデリティ・ファンズー・USドル・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/米ドル建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として米ドル建ての債券に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズー・ユーロ・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/ユーロ建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。
フィデリティ・ファンズー・日本・バリュー・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人/円建て)	FIL ファンド・マネジメント・ リミテッド(バミューダ)	主として、日本の株式市場に上場し、フィデリティが割安と 考える日本企業の株式に投資を行ないます。

※1 2026年4月29日付で変更になりました。

※2 2026年4月13日付で変更になりました。

<メ>



目論見書補完書面(投資信託)

(このページ以降の記載は目論見書としての情報ではございません)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

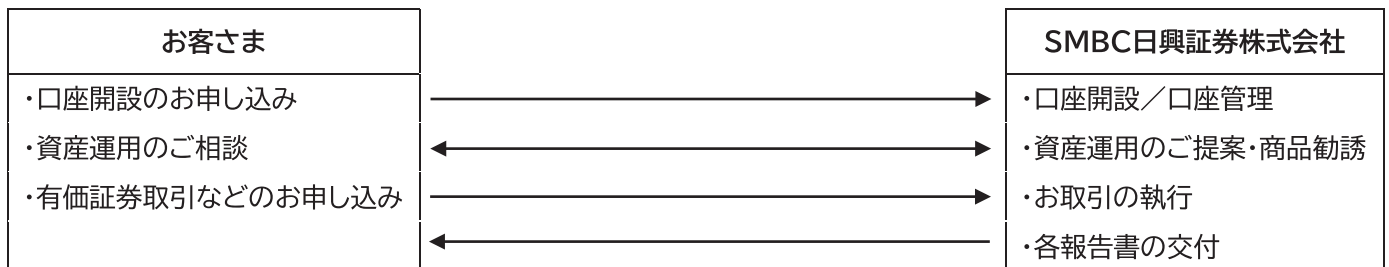
※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

SMBC日興証券株式会社(以下、当社)がお客さまとの有価証券(株式および外国証券を含む有価証券、振替有価証券、その他当社において取り扱う証券、証書、権利または商品)の取引に伴う管理、サービス等を行います。

【取引のイメージ図】



当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2026 年 3 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く) <口座開設のお問い合わせはこちら> 0120-860-250(平日 9:00~18:00/土曜 9:00~17:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 4741>

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の証券総合口座でお取引されるお客さま用

※本書面で「証券総合口座」は個人のお客さまが開設される証券口座および法人のお客さまの「証券取引口座」を意味します(以下同じ)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。
お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、
お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

ファンド名	フィデリティ・バランス・ファンド								
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。 分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。) <table><tr><th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr><tr><td>5000 万円未満</td><td>2.2% (税抜 2.0%)</td></tr><tr><td>5000 万円以上 1 億円未満</td><td>1.65% (税抜 1.5%)</td></tr><tr><td>1 億円以上</td><td>0.55% (税抜 0.5%)</td></tr></table> ※別に定める場合はこの限りではありません。 ※ダイレクトコースのお客さまは別の手数料率となる場合があります。	お申込代金/金額	手数料率	5000 万円未満	2.2% (税抜 2.0%)	5000 万円以上 1 億円未満	1.65% (税抜 1.5%)	1 億円以上	0.55% (税抜 0.5%)
お申込代金/金額	手数料率								
5000 万円未満	2.2% (税抜 2.0%)								
5000 万円以上 1 億円未満	1.65% (税抜 1.5%)								
1 億円以上	0.55% (税抜 0.5%)								
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。								

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当社とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当社は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 4741>

ご負担いただく手数料について(例)	<分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 お申込手数料=100 万口×10,000 円÷10,000×3.3%=33,000 円(税込) となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。 <分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱コース	分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位 ※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載のファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

※本書面において「金融商品仲介口座」とは、株式会社三井住友銀行(以下、当行)を通じてSMBC日興証券株式会社に開設される証券総合口座を指します。

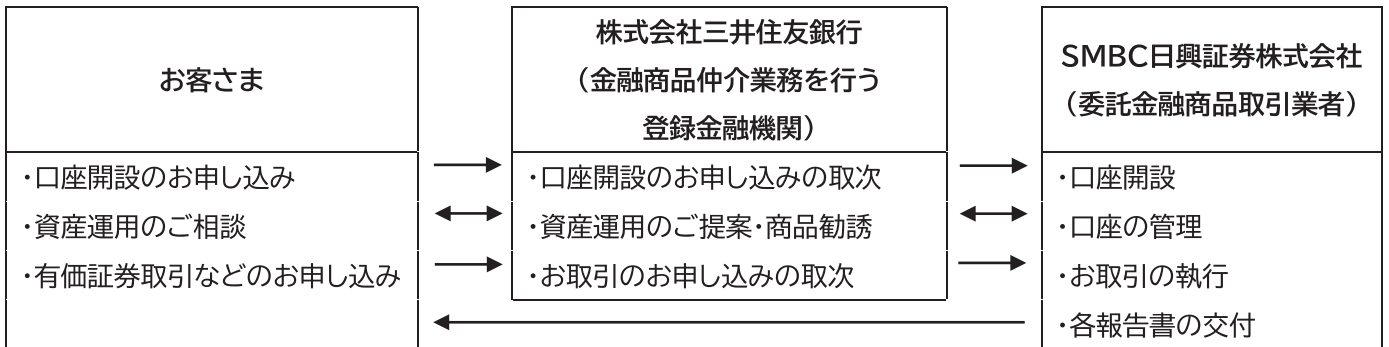
※『SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用』の内容は、当行でSMBC日興証券株式会社が取り扱う投資信託の販売・解約等の取引が開始されて以降(2026 年秋以降を予定)の内容を記載しております(開始時期は予定であり、状況により変更となる場合があります)。

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、お客さまの証券総合口座の開設、有価証券のお取引について勧誘や仲介を行います。証券総合口座の開設ならびに当該口座を通して行われる有価証券のお取引は、お客さまとSMBC日興証券株式会社とのお取引となります。

【取引のイメージ図】



<金融商品仲介業務を行う登録金融機関> 株式会社三井住友銀行	
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、SMBC日興証券株式会社の委託を受けて、当ファンドの募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。
当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引

目論見書補完書面(投資信託)

会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952
-------	--	--

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

< 委託金融商品取引業者 > SMBC日興証券株式会社(以下、当社)		
当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、当ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客さまとの間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます。)には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客さまにお渡しいたします。	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 指定紛争解決機関 資本金 主な事業 設立年月 連絡先	SMBC日興証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 2251 号 〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1 日本証券業協会、一般社団法人資産運用業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 1,350 億円(2026 年 3 月末現在) 金融商品取引業 2009 年 6 月 <お問い合わせ全般はこちら> 0570-007-250(平日 8:00~18:00 ※祝日・年末年始を除く)

※ より詳細な当社の概要は、店頭またはインターネット(www.smbcnikko.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 4741>

SMBC日興証券株式会社の金融商品仲介口座でお取引されるお客さま用

ファンド名	フィデリティ・バランス・ファンド								
お申込手数料	お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて得た額です。 手数料率はお申込代金/金額に応じて下記のように変わります。 分配金受取りコース：お申込代金に応じます。(お申込代金はお申込価額にお申込口数を乗じて得た額です。) 分配金再投資コース：お申込金額に応じます。(お申込金額はお申込代金にお申込手数料(税込)を加えて得た額です。) <table border="1"> <thead> <tr> <th>お申込代金/金額</th><th>手数料率</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5000 万円未満</td><td>2.2% (税抜 2.0%)</td></tr> <tr> <td>5000 万円以上 1 億円未満</td><td>1.65%(税抜 1.5%)</td></tr> <tr> <td>1 億円以上</td><td>0.55%(税抜 0.5%)</td></tr> </tbody> </table> ※別に定める場合はこの限りではありません。	お申込代金/金額	手数料率	5000 万円未満	2.2% (税抜 2.0%)	5000 万円以上 1 億円未満	1.65%(税抜 1.5%)	1 億円以上	0.55%(税抜 0.5%)
お申込代金/金額	手数料率								
5000 万円未満	2.2% (税抜 2.0%)								
5000 万円以上 1 億円未満	1.65%(税抜 1.5%)								
1 億円以上	0.55%(税抜 0.5%)								
換金手数料及び 信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。								

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、販売会社であるSMBC日興証券株式会社は、上記お申込手数料および目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領し、当行は同社から当該手数料および当該報酬それぞれの 2 分の 1 の支払いを受けます。
- ・当行は、SMBC日興証券株式会社と資本関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と資本関係がある同社の収益となることによりグループ全体の利益となります。
- ・2026 年 3 月末時点において、当行の役職員は、SMBC日興証券株式会社の役職員を兼職するなど、当行は同社と人的関係があります。当行が金融商品仲介業務を通じて当ファンドを販売した場合、当行と人的関係のある同社の収益となります。

目論見書補完書面(投資信託)

<コード 4741>

ご負担いただく手数料について(例)	<分配金受取りコースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、100 万口の口数指定でお申し込みいただく場合、1 万口当たり基準価額が 10,000 円、お申込手数料率が 3.3%(税込)とすると、 お申込手数料=100 万口×10,000 円÷10,000×3.3%=33,000 円(税込) となり、合計 1,033,000 円をお支払いいただくこととなります。 <分配金再投資コースのお申込手数料> お申込手数料は、お申込価額に、お申込口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が 100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
取扱コース	分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位 ※上記は、お支払いいただく金額の単位となっておりますが、NISA口座においては、ご購入金額を指定してお申し込みいただける場合があります。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
ご換金単位	分配金受取りコース:1 万口単位 分配金再投資コース:1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90%の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	お申し込み・ご換金ともに交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。)

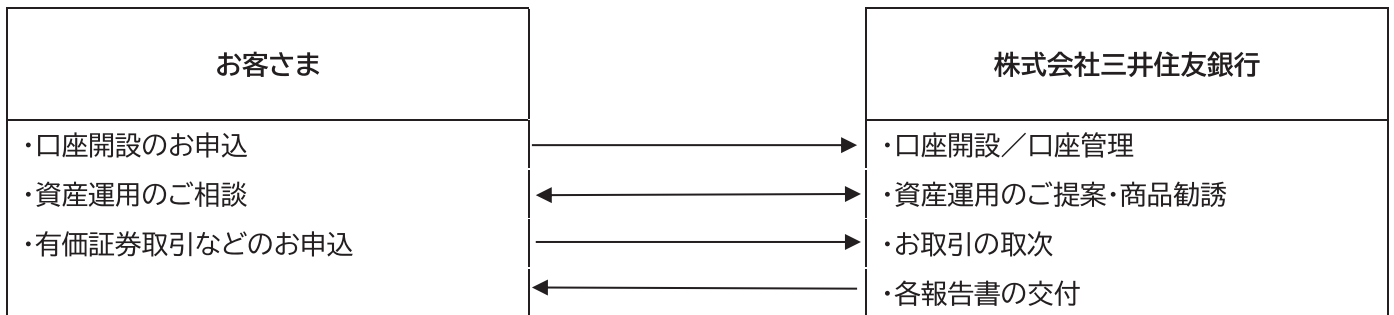
株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客さまがお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱店にご確認ください。

株式会社三井住友銀行(以下、当行)はお客さまとの投資信託にかかる設定および解約の注文の取次、買取、受益証券の保護預り、累積投資ならびにこれらに付随するお取引を行います。

【取引のイメージ図】



当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当行は、当ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。	
当行が行う登録金融機関業 務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引	
会社の概要	商号等 登録番号 本店所在地 加入協会 苦情処理および 指定紛争解決機関 主な事業 設立年月日 対象事業者となっている 認定投資者保護団体の有無 連絡先	株式会社三井住友銀行 登録金融機関 関東財務局長(登金)第 54 号 〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 2 号 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、 一般社団法人第二種金融商品取引業協会 一般社団法人全国銀行協会 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター 電話番号 0120-64-5005 銀行業務・登録金融機関業務 1996 年 6 月 6 日 無 三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※ より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット(www.smbc.co.jp)に備えるディスクロージャー(開示資料)をご覧ください。

目論見書補完書面(投資信託)

株式会社三井住友銀行の投資信託口座でお取引されるお客さま用

ファンド名	フィデリティ・バランス・ファンド								
お申込手数料	お申込手数料(消費税込)は、購入代金≪購入金額(購入価額[1口当たり]×購入口数)にお申込手数料(消費税込)を加算した額≫に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。 <table><tr><th>購入代金</th><th>手数料率</th></tr><tr><td>5,000 万円未満</td><td>2.20% (税抜 2.00%)</td></tr><tr><td>5,000 万円以上1億円未満</td><td>1.65% (税抜 1.50%)</td></tr><tr><td>1億円以上</td><td>0.55% (税抜 0.50%)</td></tr></table> ※スイッチングによるお申込の場合のお申込手数料は無料とします。 「フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド」の各コースおよび、「フィデリティ・日本小型株・ファンド」「フィデリティ・日本成長株・ファンド」「フィデリティ・欧州株・ファンド」「フィデリティ・グローバル・ファンド」「フィデリティ・米国優良株・ファンド」「フィデリティ・バランス・ファンド」の間でスイッチングが可能です。 ※別に定める場合はこの限りではありません。 ※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、お申込手数料はかかりません。 ※別に定める場合はこの限りではありません。	購入代金	手数料率	5,000 万円未満	2.20% (税抜 2.00%)	5,000 万円以上1億円未満	1.65% (税抜 1.50%)	1億円以上	0.55% (税抜 0.50%)
購入代金	手数料率								
5,000 万円未満	2.20% (税抜 2.00%)								
5,000 万円以上1億円未満	1.65% (税抜 1.50%)								
1億円以上	0.55% (税抜 0.50%)								
信託財産留保額	当ファンドの交付目論見書をご確認ください。								

当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

目論見書補完書面(投資信託)

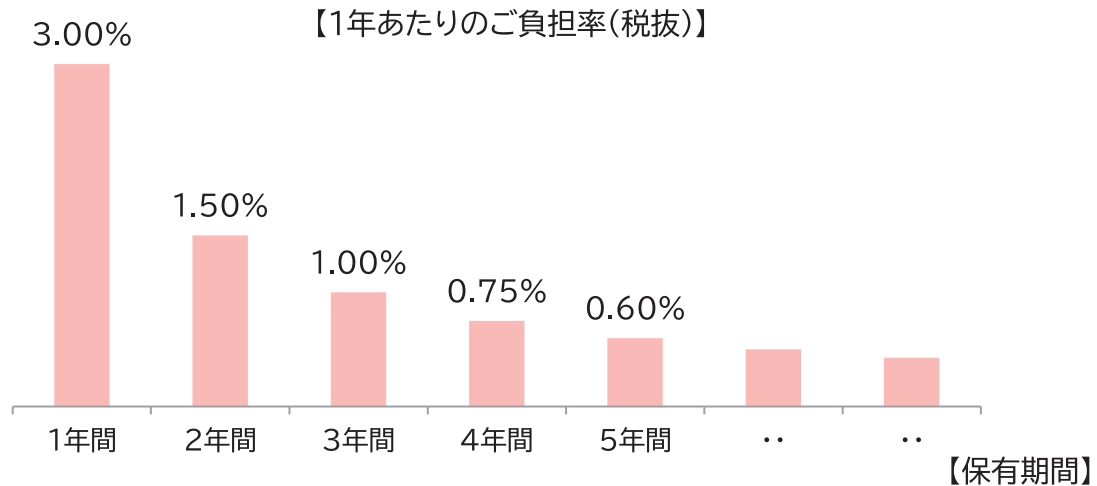
ご負担いただく手数料について(例)	お申込手数料は購入価額(1口当たり)に購入口数、手数料率を乗じて計算します。例えば、お支払いいただく金額が100 万円の場合、100 万円の中からお申込手数料(税込)をいただきますので、100 万円全額が当該投資信託のご購入金額となるものではありません。
お申込単位	当初購入の場合:1 万円以上 1 円単位 追加購入の場合:1 万円以上 1 円単位 投信自動積立:1万円以上1千円単位 スイッチングの場合:1円以上1円単位 ※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。
ご換金単位	1 円以上 1 円単位
売買受渡日	購入時の受渡日は約定日(お取引の価額が確定した日)の翌営業日となります。ただし、購入代金の引き落としは、当行所定の日に預金決済口座より自動的に引き落としします。 換金時の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。 ※スイッチングの場合、購入代金の受渡日は交付目論見書に記載の当ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

お申込手数料に関するご説明

*当書面はSMBC日興証券株式会社が作成しております。

■ファンドのお申込手数料は購入時にご負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、お申込手数料が3%(税抜)の場合



※ファンドによっては、ご購入時にお申込手数料をお支払いいただくらずに、解約・換金(買戻し)時に手数料(保有期間に応じた条件付後払申込手数料を含みます。)をお支払いいただく場合、もしくは、保有期間中にお申込手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。また、ファンドをご購入いただいた場合、上記のお申込手数料等のほか、信託報酬やその他の費用等をご負担いただきます。また、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。実際の手数料率等の詳細は投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面でご確認ください。

※当書面の情報は、投資信託説明書(交付目論見書)または目論見書補完書面の記載情報ではございません。

【信託期間に関するご留意事項】

- ・ファンドには原則として信託期間が定められており、信託期間が終了するとファンドは償還されます。ただしファンドによっては当初設定された信託期間を繰り上げて償還(または延長)する場合があります。上記お申込手数料の1年あたりのご負担率がしだいに減っていく効果は、お客様の保有期間のほか、ファンドが繰上償還された場合など信託期間によっても影響を受けることがありますのでご注意ください。
- ・ファンドの信託期間は投資信託説明書(交付目論見書)にてご確認ください。